

日本中国友好協会『日中友好新聞』2024年4月1日

## 中国残留日本人・中国帰国者の人生が問いかけること

### 第7回 国家賠償訴訟と新支援策：残留日本人（一世）は今

中国残留日本人は2002年以降、国家賠償訴訟を提訴しました。全国15の地方裁判所で、帰国した残留孤児の約9割に当たる2211人が原告として立ち上がったのです。

残留孤児たちは、自らの被害が戦争被害にとどまらず、戦後の日本政府による帰国制限・妨害政策、および貧弱な自立支援政策が生み出した被害だと訴えました。

一方、日本政府は、残留孤児の被害が「国民が等しく受忍すべき戦争被害」で、政府に早期帰国・自立支援の法的義務はないと反論しました。

2006年以降、8地裁で判決が出ました。残留孤児の勝訴は1地裁（神戸地裁）、敗訴が7地裁でした。

しかし多くの判決は、残留孤児の被害が戦後の日本政府の政策の不十分さに起因する事実を、さまざまな程度で認めました。ただ、行政の裁量や時効成立等の理由で、賠償請求を棄却したのです。

残留孤児の被害が単なる戦争被害で、日本政府にまったく責任がないと認定したのは、中国人養父母による救命と養育こそ「危険状態」だったとする荒唐無稽な東京地裁の判決だけでした。

世論・マスメディアは残留孤児を圧倒的に支持し、政府に批判的でした。また9割もの当事者が原告になった事実は、政府の支援の失敗を明白に物語っていました。

2007年、政府は訴訟取り下げを条件として、新たな支援給付金や日本語教室・交流事業等の支援を実施するという政治決着を図りました。ただし、政府はあくまで法的義務違反を認めず、支援給付金に収入制限を設けました。

残留孤児は苦渋の決断で、この政府提案を受け入れました。

こうして新支援法が成立し、残留日本人の生活は以前より改善されました。

ただし17年を経た今、残留日本人は高齢化し、日本語教室・交流事業に通えなくなり、孤立化が進んでいます。中国語が通じる高齢者施設・介護サービスも圧倒的に不足しています。支援給付金に収入制限があるため、子ども（二世）とも同居できず、言葉も通じない「老老介護」が蔓延しています。

さらに、子ども（二世）の不安定な生活も、高齢化した残留日本人の大きな心配事です。